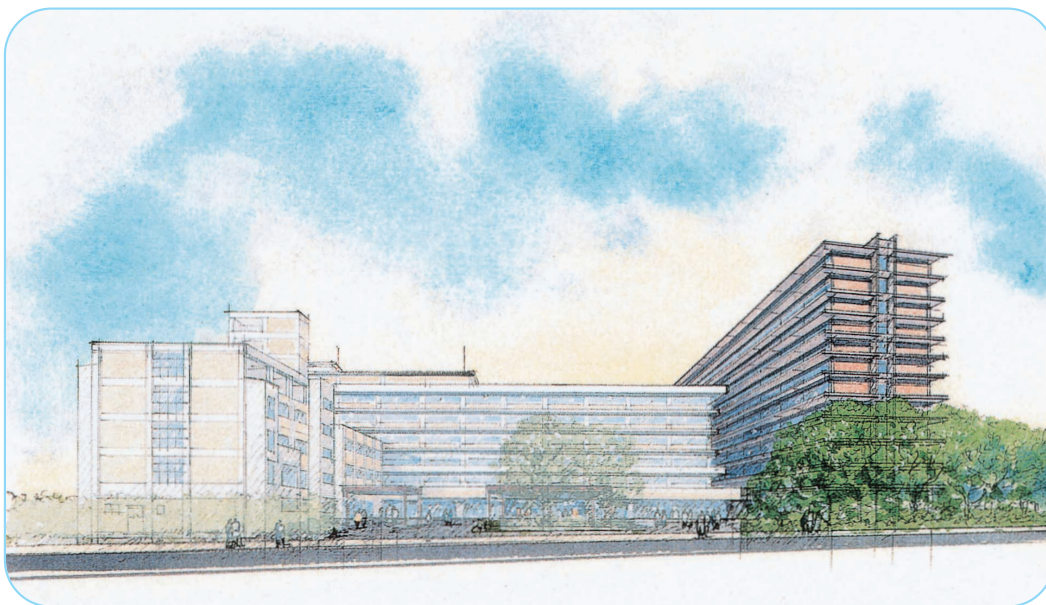


大阪医科大学学報

第49号 平成13年8月
(インターネット版)



病院7号館イメージ図
(右側建物：地上10階・地下1階)

目 次

新総合棟（病院7号館）建築について2	医学の散歩道26
規程関係3	海外出張記27
平成12年度主なる事業報告17	市民公開講座28
訃報17	受賞29
寄附金18	学内行事30
平成12年度決算について19	行事予定31
永年勤続表彰21	施設の名称変更について31
永年勤続表彰を受けて（35年22	会議32
20年23	附属病院関係34
学位記授与24	三島救命救急センターとの合同災害訓練実施35
助成金の決定について24	大阪医科大学70年史頒布のご案内35
国際交流シンポジウム開催25	俳句36

新総合棟（病院7号館）建築について

5月26日開催理事会および評議員会において、新総合棟（病院7号館）建築が企画決定されました。これを受け法人では、設計業者の選定を慎重に行った結果、株式会社日建設計に発注することを7月24日開催理事会で決定いたしました。

本年8月から実地設計が行われ、これに合わせて新総合棟（病院7号館）建築のための既存設備盛替工事（電気、水道、ガス配管等）、車庫（病院正門東側）および旧図書館・医局棟の撤去等の準備工事が順次行われ、本工事は平成14年4月頃の着工（竣工は平成16年3月頃）を予定しております。

工事に伴い、構内駐車場（大学ロータリー部分）、駐輪場（旧図書館・医局棟周辺）の相当台数の利用ができなくなります。法人では、本部北キャンパスを教職員専用の臨時駐車場（120台）及び駐輪場（自転車241台、単車81台）として整備し、本年10月から利用開始させる予定です。

準備工事を含めて工事期間は2年7カ月を予定しており、その間、患者様、お見舞い客様、学生、教職員等、関係者の方々には大変ご迷惑、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

理事長 田 中 忠 彌

〔表紙：新総合棟（病院7号館）のイメージ図〕

規程関係

規程制定

学校法人大阪医科大学附属病院血液浄化センター規程の制定について
学校法人大阪医科大学附属病院血液浄化センター規程が次の通り制定されました。

学校法人大阪医科大学附属病院血液浄化センター規程

(設置)

第1条 学校法人大阪医科大学附属病院（以下「本院」という）に血液浄化センターを置く。

(業務)

第2条 本センターは、腎不全に対する血液透析療法、膠原病・神経疾患・肝不全・高脂血症・血液疾患などに対する血漿交換療法などを行う。

(職員および職務)

第3条 血液浄化センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長（兼任）
 - 二 副センター長（専任）
 - 三 医師（専任又は兼任）
 - 四 看護婦
 - 五 技術職員等
- 2 センター長は、病院長が推薦し、教授会の承認を得て理事長が委嘱する。その任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 センター長は、血液浄化センターの管理運営にあたる。
 - 4 副センター長は、臨床の助教授、講師もしくは助手のうちからセンター長が推薦し、学長が委嘱する。その任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
 - 6 医師は、センター長の命を受け、それぞれの業務を処理する。

(血液浄化センター運営委員会)

第4条 血液浄化センターの円滑な運営を図るため、血液浄化センター運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 血液浄化センターの管理運営に関すること
 - 二 その他必要な事項

(委員)

第5条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 診療科から選出された者 若干名（血液浄化療法の実施に関与する科、ないしは血液浄化療法の対象となる疾患に関連する科の両者より）

規程関係

- 四 看護婦 1名
 - 五 技術職員等 1名
 - 六 その他血液浄化センター運営上センター長が必要と認めた者
- 2 前項第三号～第六号の委員は、センター長が委嘱する。その任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 運営委員会に委員長を置き、血液浄化センター長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(運営委員会の招集及び定足数等)

第7条 委員長は運営委員会を招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 運営委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、血液浄化センターの業務の実施に関し、必要な事項は、センター長が別に定める。

- 2 この規程の改廃は、理事会の承認をもって行うものとする。

附則

- 1 この規程は、平成13年5月15日から施行する。
- 2 大阪医科大学附属病院人工腎臓センター規程（平成5年2月2日制定）は平成13年5月15日付をもって廃止する。

ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施のための個人識別情報管理に関する規程の制定について
ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施のための個人識別情報管理に関する規程が次の通り制定されました。

ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施のための個人識別情報管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「ヒトゲノム研究に関する基本原則について」の通知（平成12年6月14日、科学技術会議生命倫理委員会）及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成13年3月29日、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）に基づき、大阪医科大学（以下「本学」という）においてヒトゲノム・遺伝子解析を伴う研究を行う場合、試料等の提供者の個人情報の保護を確保することを目的とする。

(個人識別情報管理室の設置)

第2条 本学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の個人情報保護のために「ヒト遺伝子解析研究のための個人識別情報管理室」（以下「管理室」という）を設ける。

（個人識別情報管理室の設備）

第3条 管理室は入退室管理が可能な構造を備え、個人識別情報管理に必要な機器一式、研究遂行のための一定水準の情報処理機器およびソフトウェアを備えなければならない。

（個人識別情報管理室外のネットワークとの接続の禁止）

第4条 前条に定める個人識別情報管理に必要な機器及び情報処理機器は外部および本学の他の部分のネットワークと接続をしてはならない。

（個人識別情報管理室における個人情報の取扱）

第5条 本学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究における、匿名化などのプライバシー保護のための一切の操作は管理室内において行わなければならない。

- 2 匿名化が必要な試料等は、計測・解析などの結果、匿名化に関係する値や属性が発生する前に管理室に搬入しなければならない。
- 3 匿名化に影響を与える試料等やデータは媒体を問わず、管理室外に持ち出すことはできない。ただし、当該個人の明確な承認を得て、倫理委員会の了承を得た試料等やデータに関してはこの限りではない。

（個人識別情報管理者の任命）

第6条 本学学長は刑法で守秘義務を負う職種に属する本学構成員から個人識別情報管理者（以下「管理者」という）および個人識別情報副管理者（以下「副管理者」という）を各一名任命する。任期はそれぞれ2年とし、再任を妨げない。但し、2期を超えることはできない。

- 2 管理者および副管理者は研究計画書に記載された当該研究の当事者であってはならない。

（個人識別情報管理者の業務）

第7条 管理者は、本学倫理委員会で承認を得たヒトゲノム・遺伝子解析研究の研究計画書に基づき、提供された試料等の個人識別情報が試料提供時に文書によって提供者により許諾され、かつ法令・規則および本学内規定に違反しない場合を除き、漏洩しないように次の各号に定める事項を遵守し管理を行うことをその業務とする。

- 一 匿名化を行った後、個人識別情報と再び関連付けることが不可能な匿名化、すなわち連結不可能匿名化が可能な試料等については連結不可能匿名化を行ったのち、研究計画書に記載された研究担当者に提供する。
- 二 連結不可能匿名化が不可能で、試料等を管理室に保存される対照表などにより個人識別情報と関連付けることが可能な匿名化、すなわち、連結可能匿名化が可能な場合、個人識別情報と連結することが管理室以外で不可能な状態で試料等を、研究計画書に記載された研究担当者に提供する。
- 三 匿名化処理に付随して発生した一切の情報を機器の固定ディスクやメモリなどの共有部分に残してはならない。研究計画書の可搬保存媒体に保存し、金庫等に保管するものとする。
- 四 連結可能匿名化を行った試料またはそれに由来する情報と個人識別情報の関連付けを行う場合、および、試料等の匿名化を行わない研究に関しては管理室以外での操作を許してはならない。
- 五 研究遂行者が管理室の機器およびソフトウェアを使用した場合、その経過で生じた一切の情報は固定ディスクやメモリなど共有部分に保存させてはならない。管理室に保存す

規程関係

る場合、研究計画ごとに可搬媒体に保存し、金庫等に保管することとする。

- 六 研究の経過で作成された個人識別が不可能な集計データなどは、管理室からの持ち出しを許可することができる。ただし、個人識別が不可能であるか否かは管理者が判定する。判定が困難な場合、管理者は倫理委員会に判定を委託することができる。
- 七 研究遂行のための情報処理機器やソフトウェアは目録を作成し、研究を計画しようとする者が閲覧可能な状態にする。また機器やソフトウェアのマニュアルを整備し、容易に利用できる状態に置く。
- 八 上記の個人識別情報管理を行うために管理者は試料等の収集時からその方法について研究担当者に指示を行うことができ、また必要に応じて研究担当者に匿名化処理作業の補助を指示することができる。

（個人識別情報副管理者の業務）

第8条 副管理者は次の各号に定める業務を行う。

- 一 副管理者は管理者の指示に基づき、管理者の業務を補佐する。
- 二 副管理者はやむを得ない事情により管理者が業務にあたることができないうとき、あるいは、管理者が欠け、未だ後任の任命が行われない間は、管理者の業務を代行する。

（研究担当者の責務）

第9条 研究担当者は次の各号に定める責務を負う。

- 一 ヒトゲノム・遺伝子解析を伴う研究を計画する本学構成員は、研究実施前に研究計画書を作成し、倫理委員会に承認を求めなければならない。
- 二 倫理委員会で承認された研究計画書に基づき研究を遂行する者は、管理者の指示に従い、個人情報保護に協力しなければならない。また、研究の過程で匿名化が必要であるにもかかわらず個人識別情報を知り得た場合はこれを、学内外を問わず公表してはならない。
- 三 倫理委員会で承認された研究計画書に記載された研究計画を倫理委員会の許可なく変更してはならない。また計画外の研究を追加してはならない。
- 四 管理室の機器およびソフトウェアを利用した場合、その経過で生じた一切の情報を固定ディスクやメモリなど機器の共有部分に保存し、放置してはならない。研究計画ごとに可搬媒体に保存し、管理室内に保存する場合は、管理者に保管を委託しなければならない。
- 五 研究計画書への記載の有無にかかわらず、試料等の提供者の意図に反して個人識別情報が漏洩し、プライバシー侵害をきたすことがないように努めなければならない。

（罰則）

第10条 管理者・副管理者・研究担当者が故意または過失により個人識別情報を漏洩した場合、他の法的な罰則を受けたか否かにかかわらず、本学学長は理事長に職務上の処分を要請しなければならない。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経てこれを行う。

附則 この規程は、平成13年5月9日から施行する。

大阪医科大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門部会細則の制定について
大阪医科大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門部会細則が次の通り制定されました。

大阪医科大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門部会細則

前文 本細則は「大阪医科大学倫理委員会規則」(以下、「規則」)第4条の定めに従い、「ヒトゲノム研究に関する基本原則」(科学技術会議生命倫理委員会、平成12年6月14日)の精神に則り、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成13年3月29日、文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号)に基づいて定めるものであり、本細則は公開されなければならない。本学においては倫理委員会の常設専門部会として、ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門部会(以下、「部会」という。)を置く。

(審査の申請)

- 第1条** 指針の規定する「提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料等を用いて明らかにしようとする研究(試料等の提供のみが行われる場合も含む)」(以下、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究」という。)を行おうとする者は、部会の定める申請書と研究計画書および必要な書類を学長に提出しなければならない。
- 2 共同研究機関に設置されたヒトゲノム・遺伝子解析研究の倫理委員会に相当する委員会等で審査された研究については、その審査内容要旨と審査した委員会等の規則等及び審査した者の名簿を学長に提出しなければならない。
 - 3 学長は申請のあったすべての研究計画・変更について部会の意見を聞かなければならない。

(部会の責務)

- 第2条** 部会は、学長から倫理委員長を通して研究計画実施の適否その他の事項について意見を求められた場合には、倫理的観点とともに科学的観点を含めて、独立の立場で厳格に調査審査し、文書により意見を述べなければならない。
- 2 部会は、学長から倫理委員長を通して、遺伝子解析研究を遂行する上で生じた倫理上の疑問等につき意見を求められた場合には、意見を述べなければならない。
 - 3 部会は倫理委員長を通し学長に対し、実施中の研究に関して、その研究の変更、中止その他必要と認める意見を述べることができる。
 - 4 部会の議事要旨は、公開されなければならない。ただし、公開することによって、試料等提供者またはその家族等の人権、研究に係る独創性または特許権などの知的財産権の保護に支障が生じるおそれがある部分は非公開とすることができる。
 - 5 部会員は、職務上知り得た情報を正当な理由なくもらしてはならない。その職を辞した後も、同様である。

(部会の構成)

- 第3条** 部会長は、大阪医科大学倫理委員会が委員の中から推薦した者につき、教授会の議を経て、学長がこれを任命する。部会長の任期は倫理委員会委員の任期と同じとする。
- 2 部会は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する事項を総合的に審査するために必要な次の三者により構成されなければならない。
 - 一 倫理・法律面の有識者。すなわち遺伝子解析研究に関する倫理的事項を総合的に審査するために必要な優れた識見を有する人文科学、社会科学等の専門家。

規程関係

- 二 科学面の有識者。すなわち遺伝子解析研究に関する科学的事項を総合的に審査するに必要な優れた識見を有する専門家や試料等提供者などの診療に従事する専門家。
- 三 市民の立場の人。すなわち試料等提供者の人権について広く一般の人々の意見を反映できると考えられる人。
- 3 部会員定数は6名とする。
- 4 部会員は倫理委員会が選任し、教授会の議を経て、学長が任命する。
- 5 部会員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし内部委員は連続して2期を越えることはできない。
- 6 部会長は、部会員の中から副部会長を指名する。副部会長は部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 7 部会員のうち3名以上は外部の人でなければならない。その外部の人のうち2名以上は、倫理・法律面の有識者または市民の立場の人でなければならない。

(議 事)

第4条 部会は部会長が招集する。

- 2 審議の成立要件は部会員総数の3分の2以上の出席とし、倫理・法律面の有識者または市民の立場の人が1名以上出席しなければ、審議または採決のための会議を開くことができない。
- 3 部会における議決方法は、出席部会員の3分の2以上の多数で決する。
- 4 部会長は、総数、定足数および議決数に計上する。
- 5 学長、審査の対象となる研究の研究責任者及び研究担当者は、部会の審議および採決に参加してはならない。

(審 査)

第5条 学長および審査の対象となる研究の研究責任者及び研究担当者は、部会の求めに応じて会議に出席し、その研究計画の説明等意見を述べることができる。

- 2 審査に係る記録は研究終了後、10年間、保存しなければならない。
- 3 部会員は、審査を行う上で知り得た個人に関する情報を法令または裁判所の命令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。部会員を退いた後といえども同様とする。
- 4 審査の結果は次の各号に挙げる表示によって行い、遅滞なく、倫理委員長を通して学長に、文書で意見を述べなければならない。
 - 一 計画は妥当である。
 - 二 条件付で認める。
 - 三 計画変更を勧告する。
 - 四 計画は妥当ではない。
 - 五 審査事項に該当しない。

(迅速審査)

第6条 部会は、研究計画の軽微な一部変更または、共同研究機関において審査され妥当であるとされた研究であって、次に掲げるような試料等提供者の人権の保護に支障をきたさないと考えられる事項を審査するために、迅速審査手続きを設けることができる。

- 一 研究実施担当者の変更があった場合。
- 二 当初の研究計画で共同研究機関の類型を記載したヒトゲノム・遺伝子解析研究におい

- て、具体的な共同研究機関が定まった場合。
- 三 当初の研究計画で連結可能匿名化を行って用いることとしていた試料等を連結不可能匿名化する場合。
 - 四 他の研究機関との共同研究であって、その研究機関のヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査に関する委員会等での審査の結果、妥当性が示された研究で、その審査内容要旨と審査を行ったものの名簿等を添付されたものである場合。
- 2 迅速審査手続きによる審査は、部会員の中から部会長があらかじめ指名した部会員により行う。
 - 3 迅速審査手続きにより審査された案件は、その手続きが終了したときは、その手続きに参加していない部会員に通知されなければならない。

（再審査）

第7条 再審査申請は、不服の理由を文書にて明らかにした上で、審査の申請手続きに準じて行うものとする。

（研究計画の変更）

- 第8条** 審査の判定を受けた者が、申請した研究計画を変更しようとするときは、学長に対し、変更しようとする研究計画を、改めて申請しなければならない。
- 2 前項の申請を受け、学長が必要と認めるときは、変更しようとする研究計画について、改めて審査の手続きをとることができる。

（罰則等の確認）

- 第9条** 研究担当者が、法令、指針、細則または部会で認められた研究計画に反してヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施した場合には、学長は、研究担当者に対して次に挙げるような不利益処分や措置がとられる可能性があることを確認しなければならない。
- 一 その研究に対する公的な研究費の返還
 - 二 職務上の処分
 - 三 試料等提供者に身体的、精神的または財産的損害を与えた場合には、民事上の損害賠償もしくは刑事上の処罰または両者

（細則の改正）

- 第10条** 細則の改正は倫理委員会において審議する。
- 2 倫理委員会が細則を改正しようとするときは、速やかに学長を通して、教授会の承認を得るものとする。

附 則 この細則は平成13年5月9日から施行する。

規程関係

学校法人大阪医科大学ホームページ運営規程の制定について
学校法人大阪医科大学ホームページ運営規程が次の通り制定されました。

学校法人大阪医科大学ホームページ運営規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪医科大学(以下「法人」という。)が、World Wide Web上に公に設置する大阪医科大学ホームページ(以下「ホームページ」という。)およびそのウェブサイトを円滑に管理運営することを目的とする。

(HP委員会の設置)

第2条 法人は、前条の目的を達成するために、学校法人大阪医科大学HP委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(委員会の組織)

第3条 委員会は次の委員をもって組織する。

- 一 教授 1名
 - 二 教育職員 3名
 - 三 その他の職員 若干名
- 2 前項第一号による委員は、教授会の推薦を受け、理事長の承認を受けた者とし、第二号ないし第三号による委員は、ホームページの作成・維持に関する実務に精通する者、あるいは実務に関わりを持つ部署から委員長が推薦し、教授会及び理事長の承認を受けた者とする。
- 3 委員会に委員長をおき、第1項第一号による委員をこれにあてる。
- 4 委員長は第1項第二号ないし第三号による委員のうちから副委員長1名を指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時、その職務を代行する。
- 5 委員が欠けたときは、第1項第一号の委員については、第2項の規定により補うものとする。第1項第二号および第三号の委員については、必要に応じて第2項の規定により補うことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第5項による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の職務)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を職務とする。

- 一 ホームページの開設及び廃止の決定
- 二 ホームページの公開停止及び公開停止後の公開再開の決定
- 三 ホームページに掲載すべき内容の審査と決定
- 四 ホームページの更新内容の審査と承認
- 五 ホームページの作成・維持に関する実務を行う事務部署の指定、およびその実務の監督
- 六 ホームページから学内各部署の設置するホームページへのリンクの承認及びその取り消し
- 七 利用者及び情報提供部署から寄せられる要望や意見の検討とその運用への反映

（委員会の開催）

- 第6条** 委員長は第5条第一号ないし第七号の職務を遂行するために、委員会を開催する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第四号にかかる職務につき、その内容が定型的あるいは軽微かつ細部に及ぶときは、委員長による代表決裁に代えることができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、委員長がホームページおよびウェブサイト上にハッキング等の急迫不正の侵害のあることを確認し、あるいはその危険性を認めたとときは、第5条第二号にかかる職務につき、委員会を開催することなく公開停止を行うことができる。但し、この規定により公開停止を行ったとき、委員長は速やかに委員会を開催し、委員会の追認を受けなければならない。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、委員長が必要と判断した場合、委員会を開催することができる。
 - 5 理事長及び学長は、必要と判断した場合、委員会の開催を委員長に要請することができる。

（特別決議）

- 第7条** 委員会において特別に決議すべき事項を次の各号とする。
- 1 ホームページの開設及び廃止の決定
 - 2 前項に定める特別決議事項の採択は全委員の3分の2以上の出席委員による、3分の2以上の賛成を必要とする。

（掲載情報に関する責任の範囲）

- 第8条** 委員会は、ホームページおよびウェブサイト全体のうち法人として公開すべき情報及び、直接いずれの部署にも属さない情報の掲載に関し責任を負う。各部署から提供された情報の掲載に関しては、該当部署が責任を負うものとする。

（規程の改廃）

- 第9条** この規程の改廃は、委員会の議を経て教授会並びに理事長の承認を得て行う。

附 則 この規程は、平成13年6月6日より施行する。

大阪医科大学主関連病院並びに主関連診療科に関する規則の制定について
大阪医科大学主関連病院並びに主関連診療科に関する規則が次の通り制定されました。

大阪医科大学主関連病院並びに主関連診療科に関する規則

（趣 旨）

- 第1条** 本規程は、大阪医科大学（以下「本学」という。）と連携する大阪医科大学主関連病院（以下「主関連病院」という。）及び主関連診療科（以下「主関連科」という。）に関し必要な事項を定める。
- 2 卒前教育を行う教育関連病院については、別に定める。

（定 義）

- 第2条** 主関連病院並びに主関連科とは、別に定める基準（内規）を充たし、本学に在籍する医師（研修医を含む）の人事交流、医学・医療情報の交換、共同研究、患者の相互紹介等を組織的、計画的に行う病院として、本規程第4条の運営委員会が認定した病院をいう。

規程関係

(目的)

第3条 この制度は、本学と主関連病院並びに主関連科が、組織的に連携を強めることにより、本学に在籍する医師（研修医を含む）の臨床教育・研修・研究の充実及び診療技術の向上を図り、相互の活性化を促進し、両者の合理的・効率的な経営に資するとともに、地域医療の向上に寄与することを目的とする。

(運営委員会)

第4条 主関連病院並びに主関連科の認定及び人事の円滑な運営に関する事項を審議するため、主関連病院運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第5条 運営委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 病院長
 - (3) 副院長 1名
 - (4) 教授 6名
 - (5) 病院事務部長
- 2 第1項第4号の委員は、教授会において基礎系教授 1名、臨床系教授 5名を選出する。
 - 3 第1項第4号の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。なお、欠員を生じた場合は、速やかに補欠の委員を選出するものとし、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第7条 委員会に副委員長を置き、副院長 1名をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第8条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 主関連病院並びに主関連科の基準に関する事
 - (2) 人事交流の基本方針に関する事
 - (3) 主関連病院と協力して行う卒後臨床教育・研修及び研究に関する事
 - (4) 医学情報・医療情報の交換に関する事
 - (5) 患者の相互紹介に関する事
 - (6) 年間事業計画に関する事
 - (7) その他第3条の目的達成のため必要な事項
- 2 運営委員会の審議状況は、委員長が必要と認めるときは、随時教授会に報告し、その意見を聞くものとする。

(人事発令)

第9条 本学主関連病院及び主関連科への出向は、本学に在籍する医師（研修医を除く）の人事異動の一環として所属の教室責任者、病院長及び学長の承認を経て、理事長が発令する。

- 2 研修医の学外研修は、教室責任者と病院長の承認を得るものとする。

(出 向)

- 第10条** 第3条の目的のため一定期間主関連病院及び主関連科へ出向することを指す。
- 2 出向に際して、本学は教育職員を休職扱いとする。
 - 3 種々の資格取得等に必要の本学における研究歴・臨床歴は、所定の手続きを経て出向期間中保証される。

(出向期間)

- 第11条** 出向期間については、出向者の所属教室の意向を尊重して委員会で決定する。
- 2 出向期間は、一医療機関に連続5年を限度とし、これを超えて更新することはできない。ただし、委員会が必要と認める場合はこの限りでない。

第12条 委員会の運営その他必要な事項は、運営委員会において別に定める。

(附属病院関連病院長会)

- 第13条** 本学と本学が連携する全ての関連病院間には、別に定める規程に従って、附属病院関連病院長会を設ける。

(事業等の実施手続)

- 第14条** 運営委員会の審議を経て、第3条の目的を達成するための事業を実施するに当たっては、本学の関係規程に則り、実施するものとする。

(事 務)

- 第15条** 主関連病院及び主関連科に関する事務は、病院医療相談部において処理する。

(規則の改廃)

- 第16条** この規則の改廃は、運営委員会の起案により、教授会の審議を経て理事会において行う。

附 則 この規則は、平成13年3月7日から施行する。

大阪医科大学附属病院関連病院長会に関する規程の制定について
大阪医科大学附属病院関連病院長会に関する規程が次の通り制定されました。

大阪医科大学附属病院関連病院長会に関する規程

(目 的)

- 第1条** 本会は、大阪医科大学附属病院関連病院長会（以下「本会」という。）と称し、大阪医科大学附属病院（以下「本院」という。）とその全ての関連病院が、連携を密にして、相互の発展に寄与することを目的とする。

(会 員)

- 第2条** 本会の会員は、大阪医科大学臨床系教授と教育・研究・診療面において関連のある病院長で、前条の目的に賛同する者とする。

規程関係

(役員)

第3条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 幹事 若干名
- 2 会長は、本院病院長をもって充てる。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行するもので、本院副院長をもって充てる。
 - 4 幹事は、会員の中から会長が委嘱する。
 - 5 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
 - 6 役員が任期中に欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 本会は、原則として毎年1回定例総会を開くものとする。

なお、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第3条の役員をもって構成する本会役員会は、必要に応じて会長が招集するものとする。

(会計)

第5条 本会の会計は、会費をもってこれに充て、年1回定例総会において会計報告を行う。

- 2 会費は年額5,000円とする。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、本院病院医療相談部内に置く。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て、総会で決定する。

附則 この規程は、平成13年3月7日から施行する。

規程改正

学校法人大阪医科大学事務組織並びに事務分掌規程の一部改正について

学校法人大阪医科大学事務組織並びに事務分掌規程が「病院医療相談部」を新たに設置すること等により、5月1日から次のとおり改正されました。

学校法人大阪医科大学事務組織並びに事務分掌規程

第2条 病院医療情報部の次に「病院医療相談部」を加える。

第5条第1項

病院医療情報部に「4. 各種医療情報の調査、収集、分析及び見直しに関すること」を加える。

病院医療情報部の次に

- 「病院医療相談部
1. 関連病院及び関連診療科との病診連携に関すること
 2. 医療事故及びその他病院において生じた事故並びに医療に係る係争、訴訟に関すること

- 3. 患者への適切な情報提供及び助言・相談活動に関すること
- 4. 病院の広報に関すること
- 5. 遺伝カウンセリングに関すること
- 6. その他、医療相談に関すること」を加える。

学校法人大阪医科大学兼業規程の一部改正について
 学校法人大阪医科大学兼業規程が次の通り改正されました。

学校法人大阪医科大学兼業規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>第2条 兼業は職員が他病院等の業務に従事する場合及び他大学の非常勤講師を兼務する場合、他大学において研究する場合、並びに講演会講師依頼に応じる場合で本学の運営上適当と認め、かつ、業務に重大な支障がない場合に限り<u>認めることができる</u>。</p>	<p>第2条 職員が他病院等の業務に従事する場合及び他大学の非常勤講師を兼務する場合、他大学において研究する場合、並びに講演会講師依頼に応じる場合を兼業という。なお、兼業させることが本学の運営上適当と認められ、かつ、業務に重大な支障がない場合に限り<u>当該職員に兼業させることができる</u>。</p>
<p>第3条</p> <p>(1) 他病院からの要請により、次に定める業務に従事する場合。</p> <p>(4) 他大学または他機関等からの要請により、研究に従事する場合。ただし、あらかじめ学長の許可を得て行う他大学等との共同研究及び学会出張は<u>除く</u>。</p> <p><u>2 兼業先の機関長が提出した委嘱状に基づき、理事長もしくは学長の承認を得た次に定める業務に従事する場合は、兼業の範囲外とする。</u></p> <p>(1) <u>学会の役員、顧問、その他これに類する職</u></p> <p>(2) <u>大学、短大、研究施設等からの要請による非常勤の講師</u></p> <p>(3) <u>国・地方公共団体からの要請による講演や健康診断等</u></p> <p>(4) <u>医師会、児童保育施設、養護施設、特別養護老人ホーム等からの要請による健康診断等</u></p>	<p>第3条</p> <p>(1) 他病院からの要請により、<u>次の各号</u>に定める業務に従事する場合。</p> <p>(4) 他大学または他機関等からの要請により、研究に従事する場合。ただし、あらかじめ学長の許可を得て行う他大学等との共同研究及び学会出張は<u>含めない</u>。</p>

規程関係

新	旧
<p>3 <u>移動時間を含め勤務時間外に行われる業務は、兼業の範囲外とする。</u></p> <p>4 <u>法人と関連病院等の間において医師派遣の覚書等を締結し、法人から各科に対し医師派遣を依頼している場合の出張は、兼業の範囲外とする。</u></p>	
<p>第5条 兼業許可日数は、<u>原則として</u>1週につき1日以内又は半日2回以内とする。</p> <p>3 <u>診療助手については、教室所属長の責任において兼業許可日数を追加申請することができる。</u></p> <p>4 その他、<u>理事長が必要と認めた日数。</u></p>	<p>第5条 兼業許可日数は、1週につき1日以内又は半日2回以内とする。</p> <p>3 その他、<u>理事長が必要と認めた日数。</u></p>
<p>附 則 <u>この改正は、平成13年4月1日から施行する。</u></p>	

学校法人大阪医科大学給与規則の一部改正について
学校法人大阪医科大学給与規則が次の通り改正されました。

学校法人大阪医科大学給与規則（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>第7条 宿直及び日直手当は、次に掲げる額を支給する。</p> <p>1 教 員 宿直及び日直勤務各1回に付10,700円。 但し、土曜日午後0時40分より引続き宿直勤務をする場合は1回に付16,050円。</p> <p>2 職 員 宿直及び日直勤務各1回に付6,800円。 但し、土曜日午後0時40分より引続き宿直勤務をする場合は1回に付10,200円。</p>	<p>第7条 宿直及び日直手当は、次に掲げる額を支給する。</p> <p>1 教 員 宿直及び日直勤務各1回に付10,300円。 但し、土曜日午後0時40分より引続き宿直勤務をする場合は1回に付15,450円。</p> <p>2 職 員 宿直及び日直勤務各1回に付6,500円。 但し、土曜日午後0時40分より引続き宿直勤務をする場合は1回に付9,750円</p>
<p>附 則 <u>この改正は、平成13年4月1日から施行する。</u></p>	

学校法人大阪医科大学定年規程の一部改正について
 学校法人大阪医科大学定年規程が次の通り改正されました。

学校法人大阪医科大学定年規程（関係条文新旧対照表）

新	旧										
<p>第2条 定年は満65才とする。</p>	<p>第2条 定年は満65才とする。 <u>但し、大学教育職員については、満68才とする。</u></p>										
<p>附 則 <u>この改正は、平成13年4月1日から施行する。</u> <u>この改正の際在籍する大学教育職員のうち平成13年度中に達する年令により定年は次の通りとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">平成13年度中に達する年令</th> <th style="text-align: center;">定 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">満59才以上</td> <td style="text-align: center;">満68才</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満58才</td> <td style="text-align: center;">満67才</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満57才</td> <td style="text-align: center;">満66才</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満56才以下</td> <td style="text-align: center;">満65才</td> </tr> </tbody> </table>	平成13年度中に達する年令	定 年	満59才以上	満68才	満58才	満67才	満57才	満66才	満56才以下	満65才	
平成13年度中に達する年令	定 年										
満59才以上	満68才										
満58才	満67才										
満57才	満66才										
満56才以下	満65才										

平成12年度 主なる事業報告

平成12年度の主なる事業は当初の事業計画に従い、次のとおり実施されました。

（事業内容）

- | | |
|---------------------------------|----|
| 1. 全身コンピューター断層撮影装置 | 1式 |
| 2. 総合画像管理システム | 1式 |
| 3. マイクロセレクトロンHDRシステム | 1式 |
| 4. 多元的病態血管組織機能解析装置 | 1式 |
| 5. 電話交換機（更新） | 1式 |
| 6. 超高速磁気共鳴による
生体代謝・動態・機能解析装置 | 1式 |

訃 報

本学名誉教授の小島 秋先生（99才）が、
 去る6月6日（水）午前7時4分逝去されました。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

寄附金

本学附属病院新総合棟建築事業に係る寄附金の応募状況について

項目 区分	寄附金	
	件数	総額(円)
本法人役員・評議員	6	3,900,000
教職員	17	1,325,000
仁泉会会員	103	23,710,000
白友会会員	54	2,698,000
学生保護者	4	900,000
法人等(個人、一般含む)その他	71	64,417,840
計	255	96,950,840

平成13年6月30日現在

寄附金申込者

平成13年4月1日から6月30日までの間に寄附金申込者は、3件、金額 2,150,000円です。
ここに寄附金申込をいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

(順不同・敬称略)

本法人役員・評議員 1件、金額1,000,000円

谷村 和治

法人等(個人、一般含む)その他 2件、金額1,150,000円

寄附者

代表者

有限会社すばる印刷

代表取締役

野村 昌男

ディーアイエスシステム販売株式会社

取締役社長

藤原孫三郎

寄附金募集期間 平成13年12月末日まで

税法上の優遇措置が受けられます。

募集対象 本法人役員・評議員、教職員、仁泉会会員、白友会会員、学生保護者、一般個人及び法人
寄附金額 個人1口10万円、法人1口50万円 但し、1口未満の金額でもお受けいたします。
問い合わせ先 大阪医科大学事業推進室 TEL0726-84-6344

寄附金募集についてのお願い

本学附属病院新総合棟建築事業に係る寄附金の募集につきましては、既に本法人の役員・評議員、教職員、仁泉会会員、白友会会員、学生保護者、関係企業等にご支援をお願いし、御協力をいただいておりますが、残念ながら目標額に達していません。

つきましては、皆様方におかれましても諸費多端の折、誠に恐縮に存じますが、何卒ご事情ご賢察くださいまして、寄附のご支援を賜わりたく全学あげてお願い申し上げる次第でございます。

平成12年度決算について

総務部財務課

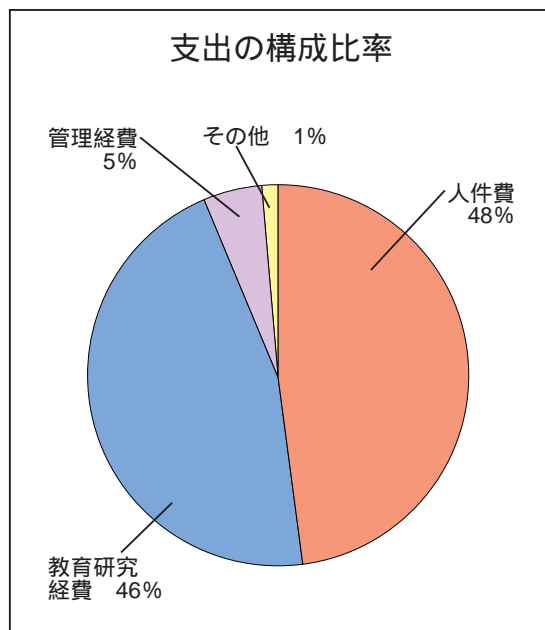
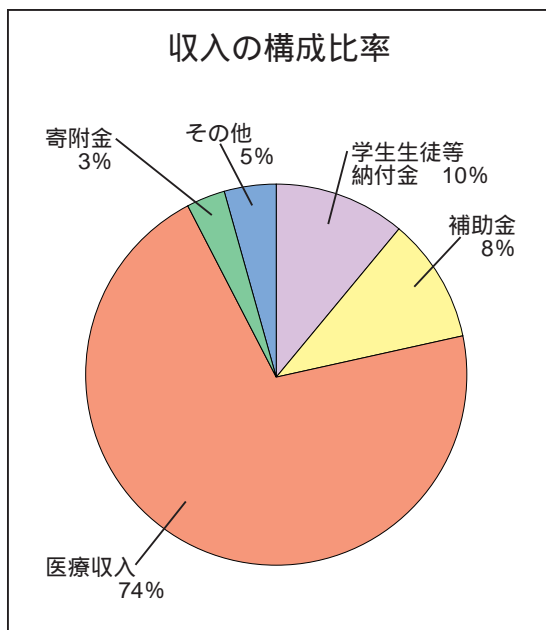
平成12年度決算は、本年5月26日開催の理事会において議決され、同日開催の評議員会において報告されました。

さて、昨年度ようやく3年連続帰属収支レベルでの赤字を脱却し本学の財政にも明るい兆しが見えてきたことについては昨年の学報でご報告をしたとおりです。それでは12年度の決算はどうであったのか。

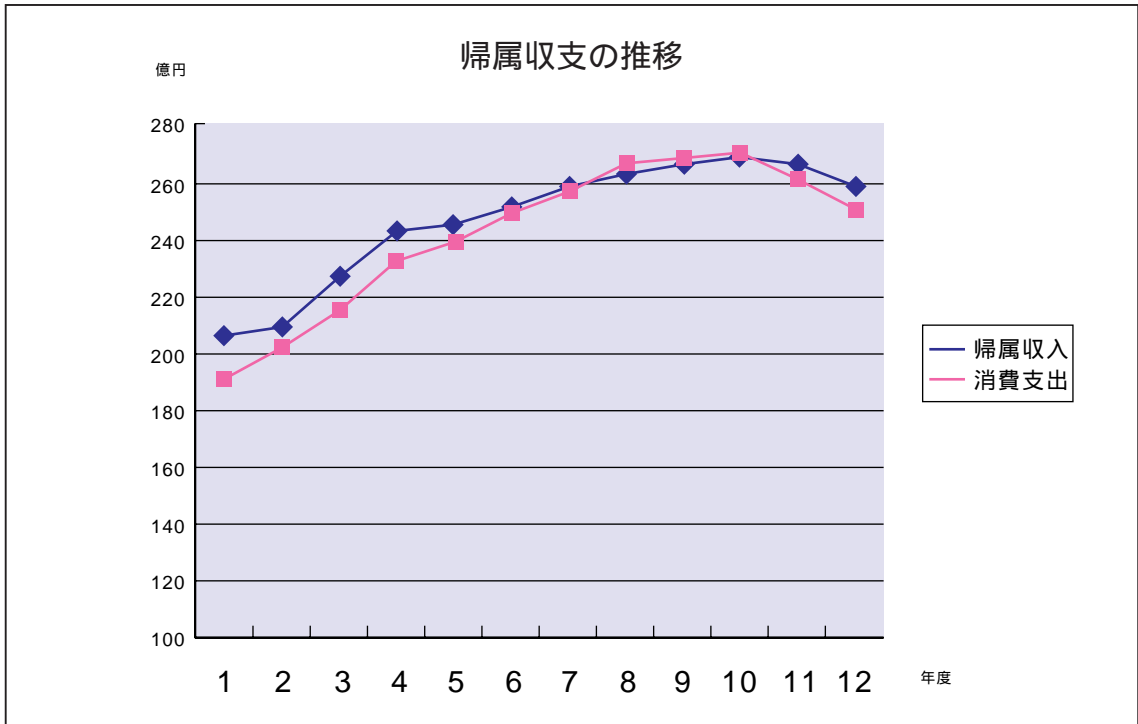
結論から先に申し上げますと帰属収支レベルでは黒字となっております。但し、この中には清泉寮の売却益が含まれているとともに、経常的な収入では学生生徒納付金の増加分を入院収入の減少

が食ってしまっている状態です。実質的に見れば経営状態は昨年度を多少下廻る結果となりました。

この数年の懸案でありました帰属収支レベルでの黒字がようやく達成されましたが、今後大幅な医療費の削減が予想されるとともに、教育充実費の分割分の回収も14年度で終了します。反面、病院7号館の建設等病院施設の整備、看護学校の整備等多額の資金を要するプロジェクトが続いております。中長期の展望に立った周到な財政計画と、予算の効率的配分が必要であると考えております。



決 算



消費収支計算書

(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)

(単位: 千円)

収 入 の 部				支 出 の 部			
科 目	12年度決算額	12年度予算額	増 減 ()	科 目	12年度決算額	12年度予算額	増 減 ()
学生生徒等納付金	2,983,550	2,962,010	21,540	人 件 費	12,212,609	12,633,491	420,882
手 数 料	72,675	77,364	4,689	教 育 研 究 経 費	10,980,591	12,306,063	1,325,472
寄 附 金	659,001	556,100	102,901	管 理 経 費	1,443,663	1,342,166	101,497
補 助 金	2,206,036	2,317,704	111,668	借 入 金 等 利 息	104,331	98,993	5,338
資 産 運 用 収 入	317,554	406,046	88,492	資 産 処 分 差 額	226,291	67,775	158,516
資 産 売 却 差 額	270,247	0	270,247				
事 業 収 入	351,499	372,321	20,822	徴 収 不 能 額	18,272	7,167	11,105
医 療 収 入	18,554,744	20,057,577	1,502,833	予 備 費	0	200,000	200,000
雑 収 入	382,643	334,976	47,667				
帰 属 収 入 合 計	25,797,949	27,084,098	1,286,149	消 費 支 出 の 部 合 計	24,985,757	26,655,655	1,669,899
基 本 金 組 入 額 合 計	1,188,378	1,350,446	162,068				
消 費 収 入 の 部 合 計	24,609,571	25,733,652	1,124,081	当 年 度 消 費 支 出 超 過 額	376,186	922,003	

平成13年度 永年勤続表彰

平成13年度の永年勤続表彰式が、6月4日(月)午前10時(20年勤続者)と午前11時(35年勤続者)の2回に分けて、総合研究棟12階第2会議室において執り行われました。表彰式には、勤続20年(26名)同35年以上(7名)の教職員をはじめ、東理事、島田学長が出席し、一人一人に表彰状と記念品が手渡されました。

本年度の表彰者は次の通りです。

20年勤続教職員

荒川 治代(看護部・看護事務員)
池田久美子(看護部・看護事務員)
岩本 園美(医事課・事務員)
大川 賀子(中央検査部・技術員)
鏡山 博行(医化学・教授)
金森 操(看護部・看護事務員)
金山萬里子(哲学・助教授)
川崎 淑子(看護部・看護補助員)
岸下 久子(看護部・看護婦)
岸田 尚夫(ICU・助教授)
鈴木 薫(薬剤部長付・副主幹)
諏訪 道博(内科学・講師)
高松 順太(内科学・助教授)

高峰とも江(看護部・看護婦)
中川 弘直(栄養給食課・調理主事)
狭間 節子(栄養給食課・調理主事)
橋本マサ子(看護部・看護補助員)
濱本由美子(看護専門学校・専任教員)
廣川 恵子(中央検査部・技術員)
牧田 謠子(看護部・看護事務員)
宮路 祐子(総務課・技能員)
宮原 環(解剖学・事務員)
谷内 一夫(放射線科・技術主任)
山口 雅史(栄養給食課・調理主事)
吉川 秀司(放射線科・技術主任)
米田 博(神経精神医学・教授)

(50音順)



(勤続20年表彰者写真)

35年勤続教職員

井上 妙子 (医事課・主任)

大坪喜久代 (看護部・管理婦長)

神谷美佐子 (看護部・看護部長)

城戸 滝枝 (看護専門学校・教務主任)

福島 猛 (医事課・課長代理)

前川 幸男 (中央検査部・技師長補佐)

八幡 元清 (リハビリテーション科・技師長)

(50音順)



(勤続35年表彰者写真)

勤続35年

医事業務35年の歩みと未来

病院事務部医事課
課長代理

福島 猛

両親から就職祝いにと買ってもらった背広で初出勤してから、早35年になりました。今回永年勤続35年表彰を戴けることになりましたのも良き先輩方のご指導と同僚の皆様及び家族の協力の賜物と思っております。

振り返れば私が最初に配属されましたのは放射線科受付で、その後は計算係、入院保険係、入院係を廻り医事業務全般を勉強させて頂きました。

私が勤務し始めた当時の医事業務は算盤と薬価表で投薬、注射等の点数計算していました。昭和59年3月から医事業務もコンピューター化され例えば薬剤のコードを入力すれば自動的に薬価点数が計算されるということになり、平成9年6月か

らオーダーリングシステムが導入され入力作業が簡略されました。このように入職当時から見ると当時では想像出来ないほど進歩しています。しかしながらコンピュータが全ての業務をしてくれる訳でなく確認業務や請求漏れは従来どおり人の力に頼らなければなりません。このように医事業務は大きく変化をしましたが、その本質は変わっておりません。その間当病院の形態も昭和60年10月に特定承認保険医療機関、平成6年2月には特定機能病院の認可を受けておりますが病院を取り巻く環境も国の医療費圧縮の影響により医療保険改正等で病院経営も年々厳しくなる時代でありませぬ。勤続35年を契機に身を引き締めて今後一層の努力をしていきたいと思っております。

勤続20年

20年永年勤続の表彰をいただいて

ICU 助教授 岸田 尚夫

この20年どのように過ごしてきたのかと後ろを振り返ると、何もやってきていない気がする。あっと言う間の20年であったような気がする。

私自身、無給でしかも何の保障もない間は、結婚はもちろん、病気をしてもいけないものだと思って、長い無給時代を過ごしました。幸い大きな病気をすることもなく、比較的、健康に無給時代を終え、有給になる事がわかって、わずか1カ月で結婚を決めた事を思い起こしました。私の現在までの勤務医生活の約前1/3がいわゆる独身貴族ならぬ独身乞食とすれば、後2/3は有給になったが、貧乏暇なしといった調子で、胸部外科の心臓班の班長として、そして班長を終えると、1983年6月より現在のICUの立ち上げと24時間体制のICUの責任者として胸部外科より移籍、もうこちらの方が本籍地の胸部外科より長くなってしまいました。20年間の大部分はICUです。

ICUは、当初なかなか信頼を得られず、特に最初の6カ月はつらく、しんどい日々でした。1年365日 on call といった状態で、とくにICUに赴任したての時に当時のO教授との約1時間に及ぶ大ゲンカ（一方的な大ゲンカ）、その後の最重症患者の回復、そしてその年の忘年会でのO教授の鄭重なるもてなしがあり、これでICUでやっていけると思ったものでした。この20年間の大部分はICUに勤務した訳ですが、今でも開設当時の事が頭に浮かんで来ます。過去を考え始めると、もう終わりだと言いますが、そろそろ私もその時が近くなっているかも知れません。これまでICUのいろいろなスタッフに支えられ20年間やってこれたものとおもいます。過去から現在までのスタッフに感謝し、この表彰を皆で喜びたいと思います。

周囲に恵まれ、支えられて20年

解剖学 事務員 宮原 環

「今日、少し残ってもらえる？」研修中に庶務課の人から言われたこの一言が解剖学教室勤務の始まりとなりました。一人残って案内される場所が解剖学教室と聞いて小学校の鮎の解剖が頭の中でぐるぐるしたことを覚えています。教室は丁度解剖実習中だったせいか微かにホルマリンの匂いがしていました（当時の私は当然のことながら何の匂いかは判りませんでした）。始めのうちは先生方との食事のスピードが合わないせいか（話の内容に打ち負かされてか）お弁当箱がどんどん小さい容器になっていったときもあります。そんな私がもう20年、慣れてしまうものです。今はもう準備にあがることもなくなりましたが、解剖実習期間中は実習棟に一人で上がることもありまし

たし、食事中にどんな内容を聞いても動じなくなってしまうました。他に思い出深いものとしては就職して1年目にあった大イベント、解剖学会総会です。主として動かれていた先生方にすれば大変だったと思うのですが、年の近い学生さん達や看護学生の方達と一緒に準備に費やした時間は学生時代の文化祭の準備のようで興奮の連続で楽しい思い出として残っています。

何も出来ない上に向こう見ずな私に根気よく我慢して下さった故木原教授、島田学長ならびに諸先生方。いろいろと話を聞いてもらった先輩達や同僚に恵まれたからこそこの永年勤続表彰だと思っています。これからも私なりにより一層頑張っていきたいと思っています。

学位記授与 助成金の決定について

平成13年度(第 回)学位記授与

平成13年度第 回学位審査には、大学院医学研究科修了による者および論文提出による者の申請があり、所定の審査が行われました。

その結果、7月25日付をもって6名が合格し、7月30日(月)午後2時から第2会議室において学位記授与式が行われました。

番 号	氏 名	論 文 題 名
甲第617号	中畑 孔克	モルモット胃底腺表層粘液細胞でのCa ²⁺ 調節性粘液開口放出反応に対するイソプロテレノールの増強作用
甲第618号	中井 康成	Mitochondrial ATP-Sensitive Potassium Channel Plays a Dominant Role in Ischemic Preconditioning of Rabbit Heart (ミトコンドリア ATP感受性カリウムチャンネルは家兎心筋虚血プレコンディショニング現象において重要な役割を果たす)
甲第619号	寺井 義人	Vascular smooth muscle cell growth-promoting factor / F-spondin inhibits angiogenesis via the blockade of integrin av 3 on vascular endothelial cells (Vascular smooth muscle cell growth-promoting factor / F-spondinの抗血管新生作用に関する研究)
乙第902号	汪 芳裕	Immunohistochemical study on GABAergic system in rat and human large intestine: Its relation to the pathogenesis of colorectal carcinoma (ラットおよびヒト大腸におけるGABAシステムの免疫組織化学的研究 ヒト大腸癌との関係からみて)
乙第903号	大西 敦子	EP1 and EP4 receptors mediate exocytosis evoked by prostaglandin E ₂ in guinea-pig antral mucous cells (EP1およびEP4レセプターを介したプロスタグランジン E ₂ 刺激によるモルモット胃幽門腺粘液細胞の開口放出反応)
乙第904号	熊谷 広治	Apoptosis in the normal human amnion at term, independent of Bcl-2 regulation and onset of labour (分娩予定日に増加するヒト羊膜細胞のアポトーシスは陣痛の発来とは無関係で Bcl-2 の制御を受けない)

第3回(平成13年度)研究助成(財)薬理研究会]

研 究 課 題	所 属 ・ 職 ・ 氏 名	助 成 金 額
アンジオテンシン 受容体拮抗薬およびキマーゼ阻害薬の抗腫瘍効果の検討	薬 理 学 助 手 ・ 村 松 理 子	80万円

国際交流シンポジウム開催

中山国際医学医療交流センター・大阪医科大学医学会共催

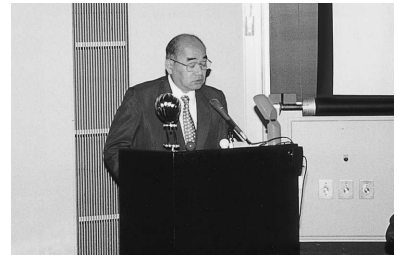
国際交流シンポジウム「ISDN回線を用いたテレカンファレンス ～日本・フランス・中国～」が、平成13年6月13日（水）午後2時30分から5時50分まで臨床第1講堂において、下記演題のとおり開催されました。

[特別講演]

『腹部外傷に対する開腹術の適応』

～久留米大学と結んだテレカンファレンス～

本学 救急医療部 教授 富士原 彰
久留米大学 高度救命救急センター
教授 加来 信雄



[シンポジウム]

『一般・消化器外科学教室における国際テレカンファレンスの現状と展望』

～フランスIRCAD/EITS病院と結んだテレカンファレンス～

本学 一般・消化器外科学 講師 奥田 準二

『漢方医療のBRMとしての臨床的有効性とその科学的解明への手がかり』

～中国北京日中友好病院と結んだテレカンファレンス～

本学 産婦人科学 助教授 後山 尚久



情報といえはかつては内閣情報局、英国情報機関、007、スパイ、暗号、暗号解読等が連想されたものである。現代は遺伝情報に始まって、神経情報、免疫、ホルモン、リリーサー、言語、文化、映像全てが情報であって情報化社会が来ているといわれている。いったい情報とは何物であろうか。信号集合といわれたりその連鎖であるプログラムは情報の典型であるといわれたりする。一方情報は使われてこそその情報であって、理解できない情報は情報でもなんでもなく、唯のノイズではないかという素朴な疑問も出る。先に言った暗号も理解されてこそ情報であり、暗号解読されて始めて情報になる。すると情報の発信者と受信者双方に共通認識があってこそ信号が情報になりうるのではなからうか、すなわち双方が納得する規則（ルール）集合があってこそ情報といえるものになると考えられる。

物理学を範として現代科学は発展してきて、全ての原理は普遍的法則からなるとされてきた。事実生物学や社会学においても常に法則が探し求められてきた。ところが社会システム論者の吉田民人氏は生命発生以来のシステムは、法則のみでなく規則集合としての情報が構成原理となってきたとする画期的、発見的な提言をしている（吉田民人著「自己組織性の情報科学」新曜社、1990、吉田民人、鈴木正仁編著「自己組織性とはなにか」ミネルヴァ書房、1995）。

太陽系の運行は確かに科学法則のみによって理解できる。しかし生物は法則のみでなく、情動的規則も必要とするのではなからうか。人間の顔に目が二つ、鼻が一つ、口が一つある構造的特徴は法則によると考えるよりも、遺伝情報による規則、ルールと考えるべきではなからうか。DNA 遺伝情報は物理化学的過程を介して蛋白を合成する。一方言語はそれぞれの国語の規則に則って情報を伝達する。情動的規則といった場合の遺伝情報と言語情報との開きは大きすぎる。しかし吉田氏は記号論を情報概念に立脚させて考え、記号進化の発展段階として情報進化を考えれば遺伝情報から言語情報に至る開きは埋められるとしている。情報の進化過程で記号とそれに対応する規則、ルールが獲得され、その連鎖からなるプログラムを生物が利用していると考え。融通の利かない法則のみでなく、規則集合によって世

界は成り立っていると考えれば、生物学のみならず社会学等の人文科学の新たな発展が期待できることになる。

「情報とは表示、伝達、変換、貯蔵されるもので、システム主体はそれらを認知、評価、指令を行うものである」と吉田氏は言っている。認知、評価、指令は生理学で言えば、感覚受容、中枢処理、効果指令に置き換えられる。枯れ尾花を幽霊と見るような、またバーチャルリアリティーというような、不適当な情報も情報となり得ることを考えれば生物側の認知、評価、指令の機構の存在こそが、情報の伝達、変換、貯蔵に先立つ、情報の基本となるものかもしれない。ここでは自然選択とともに主体性選択がある。主体性とは習得性情報処理装置としている。すなわち生物の認知、評価、指令装置は生命保存に係わる自律性、自己組織化性の基本機構であると考えることができる。吉田氏の提出している説は私たちの認識を新たにしてくれるものではなからうか。

私は生体の認識機構について興味を持っている。ここで認識とは広く生体の情報把握機構としている。すなわち上下が解り、食物を認識する等である。重力のない宇宙空間で過ごした人の筋は萎縮することは良く知られている。逆にスポーツ選手のように訓練を経た人の筋肉は良く発達してくる。これは骨格筋といったレベルにおいても主体性があり内外の情報を認知し、評価し、指令を出していることを示している。また主体性には意識的なものも無意識的なものがあることが解る。人間の脳においても意識的なものも無意識的なものがある。右脳は無意識的であり、さらに下位の呼吸、循環、体温、栄養、ホルモン、免疫の調節等は無意識的に行われている。意識的なものは左脳で行われているとされている。人間は左脳に言語機能、記号操作機能等を獲得するに至り認識機能を飛躍的に拡大してきた。記号論者のシービオクは言語は認知に関するモデル化を目的として進化したものであって、コミュニケーション上のメッセージ交換のためではなかったとしている。規則に則った言語情報といった高度な情報処理装置を使えるお陰で今回のような文を書くことができ、またメッセージの発信できている。

『欧州（デンマーク、オーストリア、ドイツ）医療施設等視察研修会』に参加して

施設事業本部 部長代理 岩本 暢泰

2001年5月27日から6月2日までの一週間、在阪5医療施設の総勢11名により結成された視察団の一員として『欧州医療施設等視察研修会』に参加してきました。関西空港を飛び立って、チューリッヒ経由で最初の訪問地であるデンマークのコペンハーゲンに到着したのは、約16時間後の現地時間で27日（日）午後9時半頃でした。ホテルにチェックインしたものの、夜11時を過ぎてもまだ薄暮状態の“白夜”と、明日から始まる視察スケジュールへの期待で、異国での第一夜は少々興奮気味となり、時差の影響もあってなかなか寝付けない状況でした。



フライブルグ大学：医学部長のDr. Hubert Blum教授と日独友好記念碑を囲んで記念撮影
＜記念樹“桜の木”の下で＞

視察の主な目的は、新総合棟（病院7号館）建設に当たり、欧州における医療環境整備の状況やエネルギーの活用方法などに関して情報を入手することであり、老人福祉施設、社会福祉施設、大学病院および発電装置生産工場などの各施設を視察してきました。

医療および介護保険制度が日本と全く異なるデンマークにおける老人・社会福祉施設は、全てが国立または県立となっており、医療費・介護費は全額税金で賄われています。ただし、国民の平均税率は53%と極めて高率であります。運営予算については県・市町村が執行権を持っており、国は医療レベルに関するガイドラインを示す行政指導のみを行っているようです。また、この数年来で在宅ケアシステムの普及が進んだ結果、病院ベッド数および平均在院日数ともに著明な減少効果が

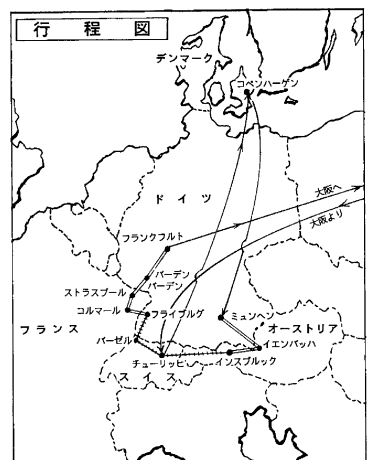
出てきているようです。

一方、比較的日本に類似点が多いドイツでは、国内でも大規模病院で知られるフライブルグ大学病院を視察してきました。診療科：13科、ベッド数：1,787床、入院患者数：約5万人/年、外来患者数：約38万人/年で、日本との交流が深く病院内の敷地に桜が植樹され日本語で記された記念碑が建っていました。医学部長の歓迎挨拶に続き、5名の担当部長、婦長の方々から医療廃棄物対策として色分けされたコンテナの採用、入居状態を感知してセンサーによる空調の調整、他に病室、ナースセンター、研究施設などの特徴について説明を受けました。

設備面に関する視察としては、デンマークの風力発電、オーストリアでは発電装置、ドイツの大学におけるソーラパネルによる温水の確保、太陽熱を使った冷却装置などを見学してきました。特に、オーストリア山間のイエンバッハ工場では、通常燃料ガスに加え様々な種類のガスに対応できる技術を開発し、世界最高水準の発電効率を有するガスエンジンが製造されており、ヨーロッパ各国、アメリカ、日本など全世界に向けて輸出しているとのことでした。

ハードな研修会スケジュールの中で、オーストリア西部山塊の壮大なチロル地方の絶景と出会ったことや、フランス領の運河と中世風町並みで有名なコルマルの町を経てアルザスワイン街道を通り、ストラスブールのカテドラル大聖堂（世界遺産）などを観光できたことは、とても印象深く心に残るヨーロッパの旅となりました。

今回の研修会で見聞したことを、高度医療を担うべき本学の施設・設備の充実および新棟建設に是非とも役立てたいと考えています。



平成13年度 市民公開講座

平成13年度 市民公開講座

平成13年度市民公開講座が下記のとおり開催されました。

【第1回】5月19日(土) 午後2時～ 臨床第1講堂

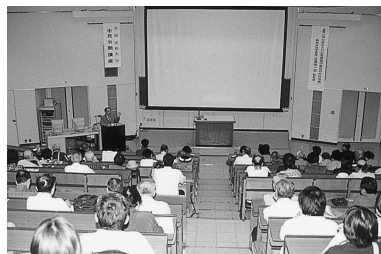
『狭心症および心筋梗塞の最近の外科治療』

講師 本学 胸部外科 診療助教授

近藤 敬一郎

『お薬について』

講師 附属病院薬剤部



【第2回】6月16日(土) 午後2時～ 臨床第1講堂

『紫外線と皮膚』

講師 本学 皮膚科学 教授 清金 公裕

『お薬について』

講師 附属病院薬剤部

【第3回】7月21日(土) 午後2時～ 臨床第1講堂

『血液検査でわかること』

講師 本学 病態検査学 教授 清水 章

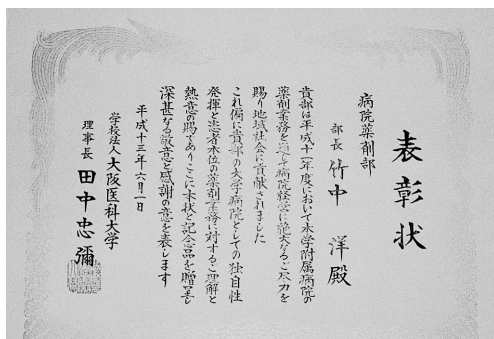


高槻市広報「広報たかつき」にも紹介されています。
(中央は該当記事の拡大)

教職員の受賞について

病院薬剤部

本年4月1日に制定された「賞罰規程」の表彰第1号として、薬剤業務を通じて病院経営に顕著な功績のあった病院薬剤部に対し、6月4日(月)理事長から竹中 洋薬剤部長に表彰状及び記念品が贈呈されました。



防犯功労者表彰

多年にわたる防犯活動への尽力により犯罪の防止に多大なる貢献を果たした者をたたえる防犯功労者表彰式が、5月21日(月)高槻市立文化ホール大会議室において行われ、総務部総務課の中村高荘主幹が表彰されました。



**大阪府理学療法士会
第十四回学術奨励賞受賞**

理学療法士の学術向上に多大な貢献を果たした研究に贈られる大阪府理学療法士会第十四回学術奨励賞の授賞式が、5月20日(日)大阪市立総合医療センターで開催された大阪府理学療法士会総会において行われ、リハビリテーション科の八幡元清技師長、大野博司技師長補佐、楞田真弘技術主任、熊田仁理学療法士、太田善行理学療法士、建内宏重理学療法士、徳富真洋理学療法士の7名が受賞されました。

研究課題 「運動直後の非温熱的超音波療法が遅発性筋痛に与える影響」



ナイチンゲール生誕祭



近代看護の祖ナイチンゲール（1820.5.12～1910.8.13）の生誕を祝うナイチンゲール生誕祭が、5月9日（水）午後1時から臨床第1講堂において、勢川看護専門学校長をはじめ、教職員・看護学生他250名の出席により執り行われました。

ナイチンゲール像への献花後、看護学生達は、本学附属病院にご入院中の患者様ひとりひとりにメッセージを添えたカーネーションを心をこめて手渡ししました。

生前献体者文部大臣感謝状伝達式 ご遺骨返納法要



生前献体者に対する文部大臣からの感謝状伝達式が、5月16日（水）午後1時から、第2会議室において挙行されました。

また、これに引き続き、ご遺骨返納法要が午後2時から光松寺（本学菩提寺）において、ご遺族の方々をお迎えし、島田学長、大槻第1解剖学教授、解剖学教室関係者及び学部学生の参列のもとに執り行われました。

新入生歓迎会「炎祭」開催される



校友会主催の新入生歓迎会「炎祭」が、6月2日（土）午後4時から本部キャンパス学生文化部室前において開催され、各クラブの模擬店出店、鈴木教務委員長による鏡割り、学生によるイベントが行われ、午後9時30分の終了まで多くの学生が集いました。

さつき会懇親会開催



生前委託者（献体登録者）の懇親会（さつき会）が、5月30日（水）正午からたかつき京都ホテルにおいて、島田学長、榎林附属病院副院長、大槻第1解剖学教授、他関係者一同出席のもと、さつき会会員約300名をお招きし、開催されました。

本部・さわらぎキャンパス懇親会



本部・さわらぎキャンパス懇親会が、7月13日（金）午後5時から本館・図書館地下食堂において行われ、島田学長をはじめ100名を超える教職員の出席のもと、盛況のうちに終了しました。

防犯教室開催



看護職員と看護専門学校生を対象とした防犯教室が、大阪府警高槻警察署生活安全課の協力のもと、6月26日（火）から7月16日（月）にわたる延べ7回、看護専門学校第二看護学科2階大研修室において開催されました。

期間中、延べ300名を超える参加者が防犯に関する講義と護身術の実技を受講し、好評のうちに終了しました。

主な行事日程表

8月1日から10月31日までの学内における主要な行事予定は次のとおりです。

8月20日（月）	第6学年臨床実習再開	9月25日（火）	理事研究会
21日（火）	理事会	10月3日（水）	教授会・大学院医学研究科委員会 看護専門学校戴帽式
27日（月）	第1・2・3・4・5学年授業再開 第3学年前期試験（31日まで）	9日（火）	理事会
9月3日（月）	看護専門学校授業開始	13日（土）	大学祭（14日まで）
5日（水）	教授会・大学院医学研究科委員会	15日（月）	第6学年後期試験 （11月30日まで）
10日（月）	第4学年前期試験（14日まで）	17日（水）	教授会・大学院医学研究科委員会
11日（火）	理事会	20日（土）	解剖慰霊祭 （14：00～於高槻市民会館）
14日（金）	学位論文受付締切	23日（火）	理事研究会
17日（月）	第1・2学年前期試験（28日まで）		
19日（水）	教授会・大学院医学研究科委員会		

施設の名称変更について

この度、旧伝染病棟（組合立伝染病隔離病舎）の名称が「共同利用会館」に変更されました。同会館内には現在、LDセンターが設置されており、今後、本学出資の株式会社「西泉」等が移設される予定です。

主要会議とその主な議題

5月1日から7月31日までの主要な会議とその主な議題は次のとおりです。

[理事会]

(5月15日)

- 審議事項 -

1. 学校法人大阪医科大学顧問の委嘱について
2. 学校法人大阪医科大学附属病院血液浄化センター規程の制定について
3. 学校法人大阪医科大学兼業規程の一部改正について
4. 学校法人大阪医科大学・中期5カ年経営計画の策定について
5. 新総合棟（病院7号館）建設案について

- 報告事項 -

1. 経営専門委員会報告
2. その他（学事・病院関係報告）

(5月26日)

- 審議事項 -

1. 平成12年度 決算承認について
2. 新総合棟（病院7号館）建築工事企画決定について

- 報告事項 -

1. 施設計画事業本部報告
2. 経営専門委員会報告
3. 日本私立医科大学協会理事会報告
4. 庶務報告
5. その他（学事・病院関係報告）

(6月12日)

- 審議事項 -

1. 大阪医科大学遺伝カウンセリング室規程の制定について

- 報告事項 -

1. その他（学事・病院関係報告）

(7月10日)

- 審議事項 -

1. 学校法人大阪医科大学顧問の委嘱について
2. 新総合棟（病院7号館）建築について
3. さわらぎキャンパスの移転について

- 報告事項 -

1. 日本私立医科大学協会理事会報告
2. 施設計画事業本部報告
3. その他（学事・病院関係報告）

(7月24日)

- 審議事項 -

1. 学校法人大阪医科大学定年規程の一部改正について
2. 総合棟（病院7号館）建築設計業者の選定について
3. 土地（高槻市北園町）の購入について
4. さわらぎキャンパスの移転について

- 報告事項 -

1. 施設計画事業本部報告
2. 経営専門委員会報告
3. その他（学事・病院関係報告）

[評議員会]

(5月26日)

- 審議事項 -

1. 新総合棟（病院7号館）建築工事企画決定について
2. 議長の選出について

- 報告事項 -

1. 平成12年度決算報告について
2. 庶務報告
3. その他（学長、病院長、看護専門学校長報告）

[教授会]

(5月9日)

1. 人事に関する件（学内講師の任用他）
2. 大阪医科大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門部会細則（案）に関する件
3. その他

1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門部会長及び部会員の委嘱について

2) ヒト遺伝子解析研究実施のための個人識別情報管理に関する規程に基づく個人識別情報管理者及び副管理者の委嘱について

3) 入試に関する委員会委員長の委嘱について

4) 学校法人大阪医科大学HP委員会委員の委嘱について

5) 総合試験委員会委員の委嘱について

6) 臨床実習前試験委員会委員の委嘱について

7) 平成13年（財）奥村奨学金奨学生の推薦に関する件

8) 学校法人大阪医科大学附属病院血液浄化セ

- ンター規程の制定について
- 9) 新カリキュラムの立上げについて
(5月23日)
1. 人事に関する件(講師の任用他)
 2. 平成13年度奨学生(日本育英会・本学・仁泉会)の推薦に関する件
 3. その他
 - 1) 他大学における既修得単位の認定に関する件
 - 2) 大阪医科大学遺伝カウンセリング室規程の制定について
 - 3) 学校法人大阪医科大学ホームページ運営規程の制定について
 - 4) 自己点検・評価の外部評価委員について
- (6月6日)
1. 人事に関する件(客員教授の任用他)
 2. 学校法人大阪医科大学ホームページ運営規程の制定に関する件
 3. その他
 - 1) 同和教育推進委員会委員長の委嘱について
- (6月20日)
1. 人事に関する件(客員教授の任用他)
 2. 主任健康管理医の変更にに関する件
 3. 同和教育推進委員会委員の変更にに関する件
 4. その他
 - 1) 放射線安全委員会委員の変更にについて
 - 2) 平成13年度大阪府育英会奨学生の推薦に関する件
- (7月11日)
1. 人事に関する件(診療助教授の任用他)
 2. 平成14年度入学者選抜方法及び学力検査実施教科・科目等に関する件
 3. 主任衛生管理者及び産業医の変更にに関する件
 4. その他
 - 1) 第4学年学生の起こした交通事故(人身事故)に対する懲戒処分について
 - 2) 大阪医科大学公開講座運営委員会内規の制定について
- (7月25日)
1. 人事に関する件(講師の任用他)
 2. 平成14年度入学試験に関する件
 3. 大阪医科大学公開講座運営委員会規程の制定に関する件
 4. 学長予定者選考規程改正委員会及び学長辞任
- 請求規程改正委員会委員の選出に関する件
5. 学長予定者選挙管理委員会委員の選出に関する件
 6. その他
 - 1) カリキュラム構築委員会委員の決定について
 - 2) 各種教授の権限と責任について
- [大学院医学研究科委員会]
- (5月9日)
1. 平成13年度私費外国人留学生学習奨励費給付制度受給者の推薦に関する件
 2. ハイテク・リサーチ・センター長及び副センター長の委嘱に関する件
 3. その他
 - 1) 平成13年度ティーチング・アシスタントの任用に関する件
- (5月23日)
1. 平成13年度奨学生(日本育英会)の推薦に関する件
 2. その他
 - 1) 平成13年度ティーチング・アシスタントの任用について
 - 2) 学外研修の願出について
- (6月6日)
1. 学位論文受理に関する件
 2. 学外研修の願出に関する件
- (6月20日)
1. 平成13年度私立大学等経常費補助金特別補助(高度化の推進)に係る計画調書の提出に関する件
 2. その他
 - 1) 平成13年度日本育英会奨学生の推薦に関する件
- (7月11日)
1. 学位論文提出のための語学試験成績結果に関する件
 2. 学外研修の願出に関する件
 3. その他
 - 1) 大学院医学研究科の改革案について
- (7月25日)
1. 学位論文審査結果に基づく(可)否決定に関する件
 2. 海外研修の願出に関する件

附属病院関係

院内消防防火設備説明会

今年度の消防訓練計画にもとづき、防災訓練の一貫として、附属病院に設置されている消防防災設備全般にわたる説明会が下記のとおり実施されました。

- ・災害対策について (20分)
- ・スライド映写と設備資料に依る説明 (40分)
- ・病棟での現地設備機器説明 (20分)

日 時	対 象 職 場	開 催 場 所	現 地 説 明
6月6日(水) 13:30~14:30	1号館 事務部 5号館	管理棟会議室 (管理棟3階)	13病棟 54病棟 55病棟
6月13日(水) 13:30~14:30	6号館 他の部署	管理棟会議室 (管理棟3階)	62病棟 66病棟 NICU
6月16日(土) 10:00~11:00	手術室 ICU	手術室 カンファレンスルーム	手術室
6月19日(火) 13:30~14:30	2号館 3号館 外来棟	管理棟会議室 (管理棟3階)	24病棟 34病棟 35病棟 外来ホール

人工腎臓センターの名称変更について

附属病院人工腎臓センター(病院1号館1階)は、同センターが従来行ってきた腎不全に対する血液透析療法に加え、膠原病・神経疾患・肝不全・高脂血症・血液疾患などの多様化した血漿交換療法に対応した名称とするため、本年5月15日付をもって「**附属病院血液浄化センター**」に変更されました。

病院医療相談部の設置について

本年5月1日をもって、関連病院との病診連携、患者様への情報提供、助言及び相談活動を行うことを目的に病院医療相談部が設置されました。附属病院西管理棟2階で業務を行っています。

病院病理部の設置について

本年7月1日をもって中央検査部の病理部門が独立し、「病院病理部」として設置されました。

三島救命救急センターとの合同災害訓練実施

附属病院と三島救命救急センターの合同災害訓練が以下の通り実施されました。

- ・日 時 平成13年 6月26日(火)
午後 1時45分から午後 4時30分
- ・場 所 救急医療部(災害対策本部)
- ・出席者 約30名
- ・訓練概要 名神高速道路水無瀬付近で、大型バス 2台を含む衝突事故が発生し、軽傷者を含み約100名程度の負傷者が出ているという設定で災害訓練が実施された。
- ・訓練内容 午後 2時40分 三島救命救急センターより無線で本院に災害発生の一報が入る。
災害対策本部を救急医療部に設置し、救急医療チームを召集する。
並行して院内への連絡。
携帯無線で三島救命救急センターに受入れ体制が完了した旨の連絡。
午後 3時30分 三島救命救急センターより無線で 3名の患者搬送の連絡が入る。
午後 3時40分 3名の模擬患者が、救急車 3台(高槻消防本部から 1台、三島救命救急センターから 2台)で本院に搬送される。
救急外来にて模擬処置を行った後、13病棟に搬送。
午後 4時00分 富士原教授訓示



大阪医科大学70年史頒布のご案内

50年史以降の20年間の本学の歴史を収めた大阪医科大学70年史は1部4000円(税・送料込)にて販売中です。

販売方法 窓口販売 本学総務課窓口にて代金をお支払い下さい。
通信販売 次の1) 2) いずれかの方法をお選び下さい。

- 1) 現金書留で下記宛先に代金を送付して下さい。その際、必ず送付先住所、氏名、電話番号、購入部数を明記したメモを同封して下さい。
- 2) ハガキに送付先住所、氏名、電話番号、購入部数をお書きのうえ、下記宛先にお送り頂くとともに最寄りの郵便局で代金を払込んで下さい。

その際、払込取扱票の各項目には以下のとおり記載して下さい。

口座番号 00940 - 8 - 319151
加入者名 学校法人大阪医科大学
通信欄 大阪医科大学70年史代金

(払込人住所氏名は必ずご記入下さい。)

なお、70年史は、代金の払込が確認された段階で発送致します。

宛先 〒569 - 8686 高槻市大学町 2 番 7 号 大阪医科大学総務部総務課
「70年史販売係」宛

大阪医科大学俳句会（三／四／五月）

源流は石ころばかり栗の花

塚本務人

ねぎの根を植えて我が家のクローンねぎ

今井雄介

子育ては叱り上手や十三詣

古川洋子

黄金週間まはつてできる金平糖

中川一成

灰汁もまた個性の一つ蕨食ぶ

梶野興三

かげろふや花器となりたるあたり鉢

梶野香代子

あんぱんに洞窟のあり青田寒

奥田筆子

我に來よ重荷負ふもの春の星

吉田孝江

五月雨や今生とみる川の泡

飯塚久子

野火の端女に踏まれ終りたる

美濃 眞

胸高の姫の鎧や春の潮

宮田恵江

養蜂の馬車が行くなり花エリカ

山崎隆司

花柚子や隠れ耶蘇村右近像

（投稿）宮脇芳美



投句のお誘い

一般の方も投句（何句でも）して下されば、
当句会で会員の出句と同じように選句します。
入選句は当欄に掲載します。

宛先は

〒569-0084 高槻市沢良木町2-41
大阪医科大学さわらぎキャンパス

俳句会

皆様の参加をお待ちしております。



浮絵「夕涼み」

解説

暑い夏が続いています。

昭和30年代前半くらいまでは、夏の夕、家族で近くの小川べりに出かけて、夕涼みや虫狩りを楽しんだ思い出があります。農業などあまり使われていない、清らかな川の流れがありました。もちろん、クーラーなどない時代で、土間の冷蔵庫には大きな氷が入っていました。

この浮世絵は昭和に入って製作されたものです。作者不詳ですが、「紅嫌い」様式の淡い色調で摺られており、着物の柄と川の流れの部分には「から摺り（摺りだけで凹凸をあらわす）」の技法が用いられています。

大阪医科大学学報 第49号

発行年月 平成13年8月

発行 学校法人 大阪医科大学

編集・発行 総務部

印刷 大日本印刷株式会社

大阪医科大学ホームページ

<http://www.osaka-med.ac.jp/OFFICE/>